

右ハ矢嶋村池浚、小諸領御馬寄村と組合普請相願候ニ付見分之上
郡人足被下置候、割合書面之通り候之条、可被得其意候、右普請
来ル廿日方廿九日迄十日之間、割付之通り老人・兎共除之、兎人
たり共不参無之様相心得、尤、歛・じよれん・もっこ・棒為持候
而、村々組頭兎人宛差添、矢嶋村字原大池普請場へ、明六ツ時到
着可致候、勿論小諸領と組合普請之義ニ付、御双方方致出役、人
別相改候之間、不参・遅刻は勿論、持ち物等無相違様、呉々可相心
得候、且又、大雨ニ候へハ相延し、日送りニ相成候、小雨ニ候へ
ハ普請有之候之条、此段も相心得候、猶又委細之義ハ、矢嶋村
へ可被問合候、此廻状無遅滞順達受印いたし、従留村可被相返候、
以上、

七月六日 望月多作

右村々名主中

追而此度之御普請所ハ、小諸領入交人足罷出候之上ハ、人足共喧
嘩・口論等不致候様相心得、且又小諸出役中へ無礼いたし不申、
諸事嚴重ニ相心得候之様、兼ね申付可置候、已上

(意訳)

矢嶋村の池浚いは、小諸藩領御馬寄村と組合普請の願い出により見分の結果、
佐久郡あがての事業と認め、岩村田藩からも動員させます。

この普請は七月二十日より同二十九日まで、十日の間に行います。老人や子供を当てたり、
一人の不参加者も出してはなりません。

村々は組頭一名が引率し、歛・じよれん・もっこ・棒など持参し、矢嶋村字原大池普請場へ、
明六ツ時(午前六時)に集合しなさい。

勿論小諸領と組合普請ですので、両藩で役人が人員点呼をします。出役を拒否したり、当日
の遅刻は勿論、持ち物等相違ないよう、呉々も心してください。

且つまた当日が大雨でしたら順延し日程再設定しますが、小雨の場合は決行します。
そのほか細かいことは矢嶋村に問い合わせてください。

この廻状の内容を確認したら受け印し、遅滞なく村々を順達し、奉行所に速やかに戻るよう
にしてください。

以上、

七月六日 望月多作

右村々名主中

追って、この御普請場は、岩村田・小諸両領分の人足が入り交じるので、人足同士で
喧嘩・口論は決してしてはなりません。また他領小諸藩からの役人に対して、無礼のないよ
う、諸々の諸注意を嚴重に心して働いてください。以上